4 教育支援金の貸付条件

❶ 貸付利子・返済（償還）期間

- 貸付決定時に定めた返済期間内においては、無利子です。
 ただし、返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して年3％の延滞利子が発生します。
- 当該の学校を卒業後、6ヶ月の据置期間を経て、返済（償還）が始まります。
- 返済期間は最長で14年です。毎月、計画に沿った金額で返済していただきます。
- 原則として、金融機関の口座引落しをご利用いただきます。
- 毎月の返済額
 借入額に応じた毎月の返済額の例示です。目安としてご覧ください。　※無利子

借入額	返済期間（回数）	毎月の返済額（最終回）
50万円	14年（168回）	2,970円　（4,010円）
100万円	14年（168回）	5,950円　（6,350円）
150万円	14年（168回）	8,920円（10,360円）
200万円	14年（168回）	11,900円（12,700円）
250万円	14年（168回）	14,880円（15,040円）
300万円	14年（168回）	17,850円（19,050円）
350万円	14年（168回）	20,830円（21,390円）
400万円	14年（168回）	23,800円（25,400円）

❷ 民生委員による支援

- 資金の申請前に民生委員がご自宅を訪問して面接を行います。
- また、貸付から返済完了までの過程で民生委員による相談援助活動が行われます。
- 民生委員は、民生委員法により、各区市町村の地域において住民が抱えるさまざまな問題の相談に応じ、必要な支援を行う一方、関係する行政機関に協力する活動を行っています。

❸ 個人情報保護の考え方

- 社会福祉協議会では、本制度のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとって、利用目的の範囲に限って利用します。
- 事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ本制度をご利用ください。